

北のクリーン農産物表示制度生産集団登録基準

第1 趣旨

本基準は、「北のクリーン農産物表示要領」（以下、「要領」という。）第18条の規定に基づき、登録の基準について必要な事項を定める。

第2 対象農産物

別表1のとおりとする。

第3 栽培基準

1 栽培方法

農業の自然循環機能の維持増進及び安全、安心、品質の高い農産物の生産を図るため、堆肥等の施用などによる土づくりを基本として、化学肥料や化学合成農薬の使用を最小限にとどめる栽培方法とする。

2 種苗

遺伝子組換え由来及びゲノム編集技術の利用により得られた生物の種苗を使用しないこと。

3 肥料及び化学肥料の使用

別表2の基準を満たしていること。

4 農薬の使用

別表3の基準を満たしていること。

5 その他登録基準

(1) 水稻 有人航空防除を実施していないこと。

(2) ばれいしょ 茎葉枯凋剤は使用せず、自然枯凋または機械処理を行うこと。

第4 その他

その他については、別に定める。

附則

1 この基準は、平成15年9月25日から適用する。

2 この基準は、平成16年6月11日から適用する。

3 この基準は、平成16年10月1日から適用する。

4 この基準は、平成18年12月15日から適用する。

5 この基準は、平成20年6月23日から適用する。

6 この基準は、平成21年3月11日から適用する。

7 この基準は、平成24年12月14日から適用する。

ただし、すでに登録された栽培基準により栽培を行っている場合、平成26年12月31日まで、従前の登録基準によることができる。

8 この基準は、平成25年3月26日から適用する。

9 この基準は、平成27年12月15日から適用する。

10 この基準は、平成30年3月20日から適用する。

11 この基準は、令和2年7月8日から適用する。

12 この基準は、令和4年7月20日から適用する。